

18 人事院勧告から人事委員会交渉へ

5年連続で賃金・一時金アップ

定年引き上げに係る意見の申出も

今年度も非常勤・勤務時間・両立支援など

問題は積み残したまま！



2018年8月10日人事院は、国家公務員一般職の月例給を0.16%、655円引き上げ、期末・勤勉手当を0.05月分それぞれ引き上げる勧告を行いました。公務員連絡会は次のような「声明」を発表し、人事院勧告についての評価を行いました。

1. 人事院は、本日、月例給を0.16%、655円引き上げ、一時金の支給月数を0.05月分引き上げる給与に関する勧告・報告と公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告、国家公務員の定年の引上げに関する意見の申出を行った。
2. (略)
3. 給与の改定勧告については、民間における賃上げ等の動向を反映し、月例給・一時金ともに5年連続の引上げ・支給月数増となり、組合員の期待に一定程度応える勧告となった。月例給与の配分は、再任用者を含む奉給月額を幅広く上げており、較差が小さい中すべての公務員に配慮した措置と理解するが、**一時金の引上げ分を5年連続で勤勉手当に充てたことは、育児・介護に携わる職員や非常勤職員等への配慮を欠くものといわざるを得ない。昨年の非常勤職員給与決定指針改正で勤勉手当の支給が明記されており、その順守を求めていくものである。**公務における超過勤務時間については、これまでは超勤縮減指針による上限目安時間の設定に止まっていたが、民間における時間外労働の上限規制をふまえ、命ずることのできる上限時間を人事院規則で定めることは評価する。しかしながら、

大規模な災害への対応はともかく、重要な法令の立案、国際交渉その他の重要性・緊急性が高い業務について、**各省各庁の長の判断に基づく特例を設けることは問題である。職員の健康安全はもとよりワーク・ライフ・バランスが確保されるためには、なによりも長時間労働が是正されなければならない、上限時間の実効性確保が課題となる。**われわれ自身、職場でしっかりと取り組む決意であるが、労働基本権制約のもとで職員の利益を保護するという人事院の使命に基づく関与を強く求めるものである。

非常勤職員の待遇について、同一労働同一賃金の原則を一層推進するため、改正された非常勤職員給与決定指針の順守はもとより、今回措置される慶弔休暇の適用等に加えて、一層の改善が必要だ。

公務員の定年を引上げるための意見の申出は、その給与水準や役職定年制については、われわれの要求を十分に満たすものとはなっていないが、あくまで現時点の環境条件のもとにおける人事院の判断として受けとめる。2011年の意見の申出の取扱いをふまえたとき、今回の意見の申出が着実かつ確実に実施されることが何よりも重要であり、人事院が早期実施を実現するまで、その責任を最後までしっかりと果たしていくことを求める。

4. (略)

公務員連絡会から、政府に対して、給与改定を勧告通り実施することや超過勤務の確実な縮減、定年引き上げに向けた制度設計の推進と定年引き上げまでの希望に基づく再任用実現を求めていく要求書が提出されます。

私たちの賃金・労働条件の改善はこの勧告に大きく依存することは間違いありませんが、今後は、京都府人事委員会への働きかけが一層重要になってきます。秋の人事委員会交渉に職場の切実な声を上げていくことが大切です。

京都最低賃金



856

が



882

になりました

8月6日京都府最低賃金審議会は、府内の最低賃金(時給)を現在の856円から26円(3.04%)引き上げ、882円にするよう答申しました。上げ幅は昨年の25円を上回り、現行制度となった2002年以降では最大となります。10月1日から発効する予定です。

最低賃金について連合は、「最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない賃金の下限額です。金額は都道府県ごとに異なり、最低賃金審議委員会による審議を経て毎年改定されます。連合は、少なくとも生活できる水準まで最低賃金を引き上げることをめざしています。…最低賃金の引き上げを、単なる格差是正や貧困対策にとどまらず、労働者全体の賃金の底上げにつなげていくことが重要です。経済の好循環を確立するためにも、連合は最低賃金の大幅な引き上げが不可欠